

災害時における避難者に対する理容サービス業務の提供協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合南多摩支部（以下「乙」という。）は、避難者に対する理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩市内において地震等の災害が発生し、甲が開設した避難所（以下「避難所」という。）において住民の避難生活が長期化した場合、乙が業務を提供協力するにあたっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める「避難生活が長期化した場合」とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難生活が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2に定める業務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 頭髪の刈込
- (2) 洗髪
- (3) 顔そり

ただし、洗髪及び顔そりについては、業務履行が可能な場合に限るものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員又は乙の組合員の経営する理容店の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（業務の対象者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民で、第2条に定める状態に該当する場合に限るものとする。ただし、既に就労している者は除くものとする。

（業務の提供協力の依頼）

第6条 甲は避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供協力を依頼することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供協力を依頼するときは、理容サービス業務の提供協力依頼書（第1号様式）により依頼するものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める依頼があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、理容サービス業務の提供協力報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第9条 乙は、業務の終了後、前条第2項の消耗品価格に関する明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（災害補償）

第10条 甲は、第3条に規定する業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成20年5月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年5月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 市長 渡辺 幸子

乙 東京都稲城市矢野口1192
東京都理容生活衛生同業組合南多摩支部
代表者 支部長 浅子 功夫

第1号様式（第6条関係）

多 第 号
平成 年 月 日

東京都理容生活衛生同業組合
南多摩支部長 殿

多摩市長

理容サービス業務の提供協力依頼書

「災害時における避難者に対する理容サービス業務の提供協力に関する協定書」に基づき、下記のとおり業務の提供協力を依頼します。

記

希 望 実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	住 所 : (施設名等 :)
業 務 提 供 希 望 者 数	約 人
備 考	

※連絡先 部 課 担当 電話
FAX

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

多摩市長 殿

東京都理容生活衛生同業組合
南多摩支部長

理容サービス業務の提供協力報告書

年 月 日付、理容サービス業務の提供協力依頼書に基づき、業務を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

実 施 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
実 施 場 所	住 所 : (施設名等 :)	
業 務 提 供 を 受 け た 人 数 及 び 業 務 別 内 訳	人	
	内 訳	1 頭髪の刈込 人
	2 洗 髪 人	
	3 顔そり 人	
業 務 従 事 者	人	
備 考		

※連絡先 : 担当者

電話

FAX